

## 平成21年度環境省政策評価書（事後評価）要旨

評価実施時期：平成22年4月

担当部局：地球環境局

施策名：（施策1）地球温暖化対策の推進

施策体系：（目標1-1）国内における温室効果ガスの排出抑制

### 評価結果の概要

#### 【達成の状況】

2008年度の温室効果ガスの総排出量は、12億8,200万トンで、京都議定書の基準年比では1.6%上回っているが、2007年度比では、6.4%減少。ここから、

- ① 森林経営による吸収量確保の目標  
（基準年排出量の約3.8%）
- ② 政府としてのクレジット取得の目標  
（基準年排出量の約1.6%）
- ③ 電気事業連合会が2008年度に国の管理口座に無償で移転したクレジット（約6,400万トン）  
（基準年排出量の約5.0%）

を差し引くと、-8.8%となり、2008年度単年度に限れば、吸収量の確保やクレジットの取得が順調に進むという前提のもとで、京都議定書の目標達成の目安に達している。これは金融危機の影響による年度後半の急激な景気後退に伴い、産業部門の生産活動が低下した影響が大きいと考えられるが、一方で、温暖化対策の進展による効果も大きいと考えられ、例えば、運輸部門における燃費改善の効果や業務・家庭部門における省エネ機器の導入の効果等が現れ始めているといえる。温室効果ガスの種類別でみると、メタン・一酸化二窒素及び代替フロン等3ガスの排出抑制については、基準年排出量を下回っている。しかしながら、エネルギー起源二酸化炭素については、平成20年度で基準年比7.5%増加しており、再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められる。今後、景気の回復に伴い温室効果ガス排出量が増加することが考えられるので、京都議定書目標の達成に向けて気を緩めることなく対策を着実に実施していくことが必要。

#### 【必要性】

京都議定書に定められた温室効果ガス6%削減約束を確実に達成するため、国は、地方公共団体、事業者、国民、それぞれの役割に応じた取組を促す多様な政策手段を、その特徴を活かしながら、有効に活用する必要がある。

#### 【有効性】

京都議定書目標達成計画の進捗状況（平成21年7月 地球温暖化対策推進本部幹事会）によれば、大半の対策について実績のトレンドが概ね見込みどおりであった。

また、実績のトレンドが見込みどおりでないものについても、自主行動計画においては、各団体に対して取組の強化を促しているところであり、その他の対策においては、対策・施策の追加・強化を行っているところである。原子力発電所の利用率の低下等の影響による電力部門の排出量の増加、電力排出原単位の悪化が、総排出量の増加に大きく影響を与えているが、電気事業連合会においては、引き続き①安全確保と信頼回復を前提とした原子力発電の推進、②火力発電熱効率の更なる向上と火力電源運用方法の検討、③京都メカニズム等の活用により、目標達成計画における第1約束期間の削減見込みを達成することとしている。

#### 【効率性】

平成21年度における政府の地球温暖化対策予算のうち、6%削減約束の達成に直接の効果のあるものは5,385億円であり、このうち環境省の予算は398億円である。環境省においては、エネルギー対策特別会計を活用して、費用対効果の観点重視したエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策を推進している。

また、国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積と事業所における削減ポテンシャルを引き出すことを目的として、自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）を実施している（平成21年度末時点で約303社が参加）。参加事業者は、自ら設定した削減目標の達成に取り組むとともに、排出枠の取引を活用し、結果として費用効率的かつ確実な排出削減が実施された。

#### 【今後の展開】

○我が国は、「2050年に80%削減」という長期目標と、前提条件付きの「2020年に1990年比25%削減」という中期目標を掲げている。京都議定書の6%削減を目指すに当たっては、こうした中長期目標の達成も視野に入れつつ行うことが必要であり、

両者を一体的に検討する。

- 京都議定書目標達成計画に盛り込まれている各種目標の達成状況や対策の進捗状況の評価も踏まえ、施策の抜本的かつ包括的な見直しを進めるとともに、平成 22 年3月に国会に提出された地球温暖化対策基本法案の基本的施策である、国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策税の検討、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度などを盛り込んだ新たな基本計画、実施計画を策定する。
- 国内排出量取引制度については、地球温暖化対策基本法案において、キャップ・アンド・トレードの創設が盛り込まれ、そのための法制上の措置について、基本法の施行後1年以内を目途に成案を得ることされた。この政府としての方針に従い、次期通常国会への法案の提出に向け、自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)の運用等により更なる経験・知見の蓄積を進めながら、具体的な制度設計の検討を進める予定。

【達成すべき目標、指標、目標年度、実績値等】

指標の名称及び単位		①エネルギー起源二酸化炭素の排出量[CO <sub>2</sub> 換算ト] ②非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量[CO <sub>2</sub> 換算ト] ③代替フロン等3ガスの排出量[CO <sub>2</sub> 換算ト] ④1世帯当たりの二酸化炭素排出量[kg-CO <sub>2</sub> /世帯] ⑤業務その他部門の床面積当たりの二酸化炭素排出量[kg-CO <sub>2</sub> /㎡]						
指標年度等		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値
指標	①	12億0,300万	11億8,500万	12億1,800万	11億3,800万	調査中	H20～ 24年度 の平均	10億7,600万～ 10億8,900万
	②	1億2,990万	1億2,770万	1億2,640万	1億2,000万	調査中		1億3,200万
	③	2,200万	2,400万	2,410万	2,360万	調査中		3,100万
	④	3,409	3,205	3,436	3,234	調査中		
	⑤	134	132	135	129	調査中		
目標を設定した根拠等		基準年	①、②1990年(平成2年) ③1995年(平成7年)		基準年の値		①10億5,900万 ②1億5,100万 ③5,120万	
		根拠等	京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定策定、平成20年3月全部改訂)					